

喜多方クラブバスケットボールスポーツ少年団 会 則

(名称)

第1条 本団は喜多方クラブバスケットボールスポーツ少年団（以下「団」という。）と称する。

(目的)

第2条 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外に於いて、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本団は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) バスケットボールの練習、対外試合の企画実施
- (2) 各種団体との交流活動
- (3) レクリエーション行事
- (4) 地域における奉仕活動
- (5) あいさつの徹底と確認
- (6) その他本団の目的達成のために必要な活動

(団への加入登録)

第4条 本団への加入登録は、本団所定の用紙にてこれを行う。また、加入登録の有効期間は、加入申し込みを受けた日からその年度末（3月末日）までとし、毎年度ごとこれを更新する。

(団の登録)

第5条 本団は加入登録を行った団員、指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録用紙により、団として喜多方市スポーツ少年団に所定の登録料を添え、団の登録を行うものとする。この場合において、団登録に明記された団員、指導者は全員財団法人スポーツ安全協会などの保険（以下「スポーツ保険」という。）に加入するものとする。

(団の運営組織)

第6条 本団の運営組織は次のとおりとする。

- (1) 指導者会 団の指導者として父母の会の総会において承認された者で構成するもの
- (2) 保護者会 団の育成母集団として、団員の父母及び賛同者で構成するもの

(役員)

第7条 本団に、次の役員を置く。

- | | | |
|---------|---------|-----|
| (1) 団長 | 指導者より | 1名 |
| (2) 副団長 | 指導者より | 1名 |
| (3) 指導者 | | 若干名 |
| (4) 庶務 | 指導者より | 1名 |
| (5) 会計 | 保護者会へ委任 | |
| (6) 監事 | 保護者会へ委任 | |

(役員を選任及び職務)

第8条 前条の役員は、指導者会及び保護者会の互選により選出する。

2 役員は次の職務を分任する。

- (1) 団長は、本団を代表し団を統括する。
- (2) 副団長は、団長を補佐し団長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 指導者は、本団の団員の活動を指導する。

- (4) 庶務は、本団の雑務を処理する。
- (5) 会計は、本団の会計を処理する。
- (6) 監事は、本団の会計を年1回以上監査し、保護者会の総会で監査結果を報告する。

(任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時は、役員会においてこれを補充する。この場合補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(保護者会の会則)

第10条 保護者会の会則については別に定める。

(会議等)

第11条 本団の会議は、総会、役員会、指導者会とする。

- 2 本団の総会及び役員会については、保護者会の会議によりこれを行う。
- 3 指導者会は、団長が必要に応じて随時召集し、団員の指導方法等について協議する。

(会計)

第12条 本団の会計は、団員の納める会費、寄附金その他の収入によって、これにあてる。

第13条 団員の会費は、保護者会の総会において納入の時期、方法を含めて決定する。ただし、納入された会費は返還しないものとする。

第14条 本団の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事故)

第15条 練習、対外試合、レクリエーション等の団としての活動中の事故については、第5条の規定に基づき加入したスポーツ保険を限度としてその範囲内で処理する。

- 2 活動中の事故は、応急処置のみとし、指導者、保護者会は一切責任を負わない。
- 3 保護者は、団員が体調のすぐれない時や、事故の予測されるような状況では、団員の練習等への参加を欠席させるものとする。
- 4 保護者が、前項の規定により団員を欠席させるときには、指導者に欠席の連絡を行うものとする。

(その他)

第16条 団員の健全な成長を願い、あくまでも学校行事、子ども会活動を最優先として運営する。

- 2 保護者会は、団員の指導方法について指導者に一任する。ただし、指導者に対して必要な意見を述べることができるものとし、指導者は当該意見を十分検討考慮するものとする。
- 3 活動は、団員の基礎体力の向上を理念とし、選手養成中心でなく勝敗にあまり加熱することをさけて運営する。
- 4 対外試合の時の接待・配車については、指導者より連絡があれば保護者会は積極的に協力するものとする。

附 則

この会則は、平成31年4月1日より施行する。

喜多方クラブバスケットボールスポーツ少年団保護者会 会 則

(名 称)

第1条 この会は喜多方クラブバスケットボールスポーツ少年団保護者会（以下「保護者会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、日本スポーツ少年団の目的に従い、子供たちの健全育成と体力づくりに資するために、次の活動を行う。

- (1) 喜多方クラブバスケットボールスポーツ少年団（以下「団」という。）活動の目的達成のための育成援助
- (2) 団が参加する交流活動、大会参加への援助
- (3) 指導者の資質向上のための援助
- (4) 団員、会員相互の親睦と健康増進のための活動（レクレーション行事の企画と運営）
- (5) 地域における奉仕活動

(組 織)

第3条 本会は、団員の保護者及び本団の目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 庶務 若干名
- (4) 会計 若干名
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第5条 前条の役員は保護者会の互選により選出する。

2 役員は次の職務を分任する。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 庶務は、会務の記録、連絡調整などの雑務を処理する。
- (4) 会計は、団及び、保護者会の会計を処理する。ただし、会計を2名以上選任する場合には、その内から1名を会計の代表として互選するものとし、会計の代表となった者は、会計を統括し、その余の者は、代表者に協力して会計を処理するものとする。
- (5) 監事は、団及び、保護者会の会計を年1回監査し、総会で監査結果を報告する。

(任 期)

第6条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた時は、これを補充する。この場合、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 本会の会議は総会及び役員会とする。

第8条 総会は、年1回開催し、運営方針の決定、決算報告、会則の改定、役員の仕事の改選等、重要事項を審議する。

- 2 役員会は、役員の補充、事業実施計画の作成など本会のスムーズな運営のため、随時開催する。
- 3 総会、役員会は会長が招集し、議事は出席者の過半数を以て決定する。ただし、総会にあつては、会員の3分の2以上の出席を要するものとする。ただし、欠席者のうち総会の議決に関する委任状を提出している会員については出席者とみなす。

(会 計)

第9条 保護者会の会計は、会員の納める会費、寄附金、その他をもってあてる。

- 2 保護者会の会費は総会で決める。
- 3 保護者会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

附 則

本会則は平成31年4月1日より施行する。